

2025（令和7）年3月31日

環境影響評価事後調査報告書を公告・縦覧します ～佐世保線（肥前山口・武雄温泉間）複線化事業～

鉄道・運輸機構（以下「機構」）は、4月8日より九州新幹線（武雄温泉・長崎間）に係る佐世保線（肥前山口・武雄温泉間）複線化事業（注1）の環境影響評価事後調査報告書（注2）を公告・縦覧します。

九州新幹線（武雄温泉・長崎間）に係る佐世保線（肥前山口・武雄温泉間）複線化事業の環境影響評価につきまして、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき、事後調査報告書を作成しました。環境影響評価法の所定の手続きに従い、4月8日から5月8日まで公告・縦覧します。

同報告書については、機構ホームページ（<https://www.jrtt.go.jp/>）、九州新幹線建設局のほか、佐賀県庁、江北町役場、大町町役場、武雄市役所で閲覧できます。

（各庁舎での閲覧は、土日、祝日を除く9時から17時まで。県及び市町で異なる場合があります。）



佐世保線複線化事業区間

<本件に関するお問合せ先>

九州新幹線建設局 総務課 TEL 092-283-9602

(注1) 【佐世保線（肥前山口・武雄温泉間）複線化事業】

本事業は、九州新幹線（武雄温泉・長崎間）における新幹線フル規格の整備（令和4年9月開業）に伴う、佐世保線（肥前山口・武雄温泉間）の線路容量確保を目的とし、複線化した事業です。平成28年2月に、環境影響評価法に基づき、「佐世保線（肥前山口・武雄温泉間）複線化事業環境影響評価」の評価書を公告しました。

なお、本事業は平成30年7月に軌間可変電車の導入が断念されたことに伴い、複線化区間の大町・高橋間への縮小等、事業内容の一部に変更が生じましたが、事後調査は評価書のとおり肥前山口・武雄温泉間を対象に実施しました。このたび、複線運行開始（令和4年2月）後の事後調査が完了したことに伴い、環境影響評価事後調査報告書を公告・縦覧するものです。

(注2) 【環境影響評価事後調査報告書】

事後調査の項目、手法及び結果、環境保全措置の実施状況等について、九州運輸局長へ送付すると共に公告・縦覧（1ヶ月）を実施します。

《参 考》

